

へいせい ねん がつ にち
平成29年 7月24日

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様へ

けんりつつるみそうごうこうとうがっこう
県立鶴見総合高等学校 長

じかようじどうしゃ せいとどう どうじょう おしらせ
自家用自動車への生徒等の同乗について (お知らせ)

ひ ほんこう きょういくかつどう ごりかい ごきょうりよく あつ れいもう あ
日ごろより本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

けんりつこうとうがっこう ぶかつどう こもん きょうしよくいん せいといんそつ てつどう
さて、県立高等学校では、部活動における顧問(教職員)による生徒引率は、鉄道、バス

とう こうきょうこうつうきかん かしきり とう いどう げんそく せいと しんたいとう
等による公共交通機関、貸切バスやタクシー等による移動を原則としており、生徒の身体等を

きんきゆうひなんてき ほご ばあい せいとしどうじょう え じょうきょうじ かぎ かんりしよく きよか
緊急避難的に保護する場合や、生徒指導上のやむを得ない状況時に限り、管理職の許可を

え うえ きょうしよくいん せいと どうじょう ばあい
得た上で教職員が生徒を同乗させる場合があります。

きょうしよくいん こうむ じかようじどうしゃ しょう ばあい せいと どうじょう
このように、教職員が公務として自家用自動車を使用する場合に生徒を同乗させることは、

きわ げんていてき ばあい きよか りかい おも
極めて限定的な場合しか許可されないというルールがあることをご理解いただければと思います。

いっぼう ほごしゃかいとう もう あわ ほごしゃ みなさま じかようじどうしゃ じぶん こさま
一方で、保護者会等での申し合せにより、保護者の皆様により自家用自動車で自分のお子様や

た せいとどう そうげい ばあい まんいちじこ はっせい さい うんてんしゃ
他の生徒等を送迎していただいている場合は、万一事故が発生した際には、運転者である

ほごしゃ どうじょうしゃ せいとどう じこ ひがい う だいさんしゃ あいだ みるじじょう ばいしょうせきん
保護者、同乗者である生徒等、または事故で被害を受けた第三者の間で民事上の賠償責任

ちょうせい ほか
の調整が図られることとなります。

したがいまして、ほごしゃ みなさま さいしん ちゅうい あんぜんうんてん つと
したがいまして、保護者の皆様におかれましては、細心の注意をもって安全運転に努めていた

たくとともに、た せいとどう どうじょう さい あいて ほごしゃ どういとう え
だくとともに、他の生徒等を同乗させる際はあらかじめ相手の保護者の同意等を得るなど、

ていねい たいおう ねが
丁寧な対応をお願いします。

といあわ さき
問合せ先

ふくこうちょう いちかわ
副校長 市川

でんわ
電話 045-506-1234

(資料)

自家用自動車の公務使用に係る生徒の同乗について（教職員企画課長通知）

- 次の要件を満たす場合に限り、例外的に認められる。
 - 1 天災、事故などから生徒等の身体を保護する必要や、生徒指導上やむを得ない等の必要があり、かつ、他に適切な交通手段などが無い場合。
 - 2 生徒等を同乗させることについて、あらかじめ校長等の管理職の許可を得ていること。休日や管理職の不在などにより管理職からあらかじめ許可が得られなかった場合は、速やかに事後に許可を得ること。

- 想定される事例
 - 1 地域で災害が発生し、校内等に生徒等を待機させていたが、災害の状況から生徒等を家の近くまで送る場合。
 - 2 野外学習等で、生徒等の渉外の状況に合わせたトイレ利用に対応するために個別に移動する場合。
 - 3 校外で指導が生じた現場から生徒等を学校へ連れて帰る場合。

- 公務上の必要性が認められない場合
公共交通機関が整っていない地域で開催される大会等への生徒引率については、通常、貸切バスやタクシーなどの他の代替手段があり、また、このような生徒引率は要件1に該当しないことから、生徒等の同乗は認めない。